

広島県立安古市高等学校同窓会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 この会は広島県立安古市高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 広島県立安古市高等学校同窓会（以下「本会」と称す）は会員相互の親睦をはかると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は事務局を広島県立安古市高等学校内におく。

第 2 章 会 員

- 第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。
- 1) 正会員 ア) 広島県立安古市高等学校を卒業した者
イ) 母校に、ある期間在学した者で、本人が入会を希望し、理事会の承認を得た者
 - 2) 特別会員 母校現職員および旧職員

第 3 章 事 業

- 第 5 条 本会は次の事業を行う。
- 1) 会誌、および会員名簿の発行
 - 2) 会員相互の親睦の増進、ならびに母校の発展向上に関する事業
 - 3) その他

第 4 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員をおく。その任期は 2 年とするが再選を妨げない。
- 1) 会長 1 名 2) 副会長 若干名 3) 理事 若干名 4) 常任理事 若干名
 - 5) 会計 若干名 6) 会計監査 若干名 7) 校内理事 若干名

- 第 7 条 役員の設定は次の方法による。
- 1) 会長・副会長および会計監査は理事会で推せんし、総会で承認する。
 - 2) 理事は各期より選出され、会長がこれを委嘱する。
 - 3) 常任理事は理事中より選出され、会長がこれを委嘱する。
 - 4) 会計は常任理事中より選出され、会長がこれを委嘱する。
 - 5) 校内理事は母校在職中の職員をあてる。

- 第 8 条 本会に次の顧問をおく。顧問は本会の諮問に応ずる。

- 1) 顧 問 母校在職の校長
- 2) 名誉顧問 母校の旧校長

- 第 9 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長は本会を代表し、すべての会務を主宰する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代行する。
- 3) 理事は各期会員との連絡につとめると共に、各期を代表して、本会に関し重要案件を審議する。
- 4) 常任理事は本会の通常事業を行うほか、緊急案件を審議決定し、次期の理事会・総会に報告する。
- 5) 会計は会計事務を処理する。
- 6) 会計監査は会計を監査する。
- 7) 校内理事は役員の仕事に協力する。

第 5 章 会 議

第 1 0 条 総会は全会員をもって構成し、毎年 1 回会長が召集し、司会する。

総会に付議する事項

- 1) 会務・会計の報告
- 2) 役員の選出および承認
- 3) 規約の改正
- 4) その他

毎年、日時・場所は役員会（常任理事・クラス理事）で決定する
ものとし、原則として郵送による通知は行わない

第 1 1 条 理事会は会長・副会長・理事・常任理事・会計をもって構成し予算・決算・
役員の選出および会務運営に関し協議する。召集および司会は会長がおこなう。

第 1 2 条 常任理事会は会長・副会長・常任理事・会計をもって構成し、本会の事業の
企画およびその執行にあたる。召集および司会は会長がおこなう。

第 1 3 条 総会・理事会・常任理事会の議決は、出席者の過半数による。

第 1 4 条 総会を召集することが困難な場合は、理事会をもってこれに代えることが
できる。

第 6 章 会 計

第 1 5 条 本会の経費は会費・寄付金その他の収入によって運営する。

第 1 6 条 常任理事会は終身会費 5,000 円に加え同窓会入会金 5,000 円、合計 1 万円を
卒業時に納入するものとする。なお、終身会費は理事会により変更できる
ものとする。

第 1 7 条 本年の会計年度は毎年 4 月 1 日より、翌年の 3 月 3 1 日までとする。

第 7 章 支 部

第 1 8 条 本会は必要に応じて、支部をおくことができる。支部は事務局と緊密な連絡
をはかる。

第 1 9 条 支部長・副支部長は支部より選出され、支部長は支部を代表する。

第 8 章 付 則

第 2 0 条 会員は入学・卒業・就職・転職・転居・改姓名・死亡等異動のあったときは、
事務局に連絡する。

第 2 1 条 本会運営上、必要な細目は常任理事において、別にこれを定める。

第 2 2 条 本規約は昭和 5 3 年 4 月 1 日より実施する。

平成 6 年 4 月 1 日 一部改正

平成 8 年 1 月 6 日 一部改正

平成 1 7 年 8 月 1 4 日 一部改正

同窓会サイト yasuf.com（やすエフ どっとコム）
（学校HPよりジャンプできます）